## 岡山市IT利活用支援補助金交付要綱取扱要領

(定義)

- 第1条 岡山市 I T利活用支援補助金交付要綱(以下「要綱」という。)で使用する用語の意義は、以下のとおりとする。
- (1) 「労働生産性」とは、「付加価値額(営業利益+人件費+減価償却費)」を「労働投入量(労働者数又は総就業時間)」で除した値とする。
- (2) 「労働生産性向上」とは、業務改善、業務改革、製品・サービスの開発等による「付加価値向上」や「労働投入量の削減」等で、同条(1)の値が向上することをいう。なお、人員削減を目的とした取組ではないものとする。

(補助金の交付の手続)

- 第2条 補助金の交付は、以下の手続きによる。
- (1) 要綱第7条に定める様式により、補助事業に着手する前に補助金の交付の申請を行うものとする。
- (2) 要綱第7条第1号に規定する補助事業計画書は様式Aによるものとし、同条第2号に規定する 同意書は様式Bによるものとする。

(計画変更)

第3条 補助事業の計画を変更するときは、要綱第9条に規定する補助事業計画変更・中止(廃止)申請書(様式第3号)に補助事業変更計画書(様式C)を添付するものとする。

(実績報告)

第4条 要綱第12条第1号に規定する事業実施報告書は様式D、同条第2号に規定する労働生産性への影響がわかるものは様式E、同条第3号に規定する補助事業に係る契約関係及び経費支出の証拠書類は発注書(契約書)、納品書、請求書及び支払いが確認できる書類(いずれも写し可)を添付するものとする。

(報告)

第5条 要綱第16条第2項に規定する報告は、岡山市IT利活用支援補助金経過報告書(様式F)によるものとする。

附 則(令和2年12月24日決裁)

- 1 この要領は、令和2年度の補助事業の募集から適用する。 附 則(令和3年11月26日決裁)
- 2 この要領は、令和3年度の補助事業の募集から適用する。 附 則(令和6年9月18日決裁)
- 3 この要領は、令和6年度の補助事業の募集から適用する。